

香川県海ごみ対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 私たちが暮らす瀬戸内海を「豊かな海」として保全・再生するにあたり、山・川・里（まち）・海のつながりの中で、行政・県民・関係者が連携して海域・陸域一体となった海ごみ対策を推進するため、香川県海ごみ対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 海底堆積ごみ回収・処理システムの構築とその実施に関する事
- (2) 業務の評価のためのモニタリング調査の実施に関する事
- (3) 連携した海ごみ発生抑制対策に係る連絡調整に関する事
- (4) 海ごみ対策の推進に係る情報共有や連携した取組施策の検討に関する事
- (5) 海ごみ対策を推進するための計画の作成又は変更に係る協議に関する事
- (6) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体等」という。）をもって構成する。

(役員)

第4条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 2名
- 2 会長は、香川県環境森林部環境管理課長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 監事は、会長が指名する者をもって充てる。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。
- 7 監事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 監事の任期が満了したときは、当該監事は、後任者が指名されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、構成団体等から選出のあった者により構成する。

- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、会長がやむを得ないと認めるときは、書面による開催とすることができる。
- 4 会議は、構成団体等の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席した構成団体等の過半数で決する。ただし、会計に関する議事は、出席した構成団体等のうち県及び市町の過半数で決する。
- 6 前項の場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会計)

第6条 協議会の事業及び運営に係る経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 負担金の額は、協議会の議決により決定する。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 4 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、香川県環境森林部環境管理課に置く。

(雑則)

- 第8条 協議会は、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)第15条に規定する「海岸漂着物対策推進協議会」とみなす。
- 2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月24日から施行する。
- 2 協議会設立当初の会計年度は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成25年5月24日から平成26年3月31日までとする。

別表 構成団体等

国	国土交通省四国地方整備局
	第六管区海上保安本部高松海上保安部
	環境省中国四国地方環境事務所
県	香川県
市町	高松市
	丸亀市
	坂出市
	善通寺市
	観音寺市
	さぬき市
	東かがわ市
	三豊市
	土庄町
	小豆島町
	三木町
	直島町
	宇多津町
	綾川町
	琴平町
	多度津町
まんのう町	
民間	香川県漁業協同組合連合会
	公益財団法人 香川県環境保全公社